

【自由論題：認知領域】

認知の罭を知る研究

—エスカレーション抑止への心理学的知見導入の可能性と限界—

航空研究センター防衛戦略研究室
3等空佐 山本 哲史

はじめに

本稿は、武力侵攻 (armed invasion) を未然に阻止する方法のうち、抑止 (deterrence¹) に心理学的アプローチを導入する狙いや効果を検討するものである。

「武力侵攻を止める方法」という場合に、外交努力 (diplomacy) を含めた戦略環境の醸成 (shaping) などに加え、人や民間企業の展開による緊密な関係構築など様々ありうる。そもそも戦争を志向しない国民性や国家制度の構築にまで視野を広げることとも可能と言えは可能である。民主的平和 (democratic peace) をめぐる議論などはまさにその意味で注目を集め続けている²。これらの包括的かつ総合的な取り組みの重要性は視野に入れながらも、本稿では抑止に限定した「武力侵攻を未然に阻止する方法」に焦点を絞る。

抑止については一般的には幅広い手法と効果を意識して議論されることも少なくないが、トマス・シェリング (Thomas Schelling) によれば、「抑止」は威嚇 (threat) に基づき相手を手控えさせることと定義されており、本稿においてもこれを主眼とする。これは広い意味では「強制 (coercion)」の一種とされ、もう一つの強制とされる「強要 (compellence)」が既に動作しているものを止める強制であるのと比べると、相対的には容易であるとされる³。その意味で、抑止は土壇場の緊張感の高まる場面で第一に期待を集める手法といえることができる。

まずこうした抑止の類別を明確にした上で、それら手法のメカニズムを原理レベルで概観し、比較対照のうえ、今日なお諸国において常識的に期待されているエスカレーション抑止の特徴を明らかにする。そこから、抑止をめぐる現行の議論の構造的欠陥がど

ここにあり、それを補う方法として心理学的知見を導入する場所がいずれにあるのか、という議論につなげる。

冷戦期に発達した抑止理論は学術研究と実務の両者にまたがり精度を上げてきたが、今日に至るまでの国際社会の情勢変化のなか、その信頼を失いつつあるとされる⁴。他方では科学技術の進歩やその分析材料としてのビッグ・データ (big data) の普及が進んでおり、特にその危機的状況の展開の速さやそこに求められる対応の迅速さを支える意思決定手法への期待は高まり、AI 技術などを実装した意思決定の自動化なども進んでいる⁵。本稿では、こうした状況を踏まえ、抑止研究の古典のエッセンスを把握しつつ批判的に議論する。

以下ではまず導入として、抑止の議論に入る前に、認知が戦争法 (*jus ad belm*) に関わる重要論点でもあることを示す。自衛権行使の要件は、本質的には本稿の主要論点となる威嚇や脅威の受け止め方（実効性）に通底する要素を含み、認知の畏を意識する上で参考になるものと考えられる。

2022 年 2 月にウクライナに侵攻したロシアは自身の行動を（集团的）自衛権行使であると主張している。この点、国際法学会の「エキスパート・コメント⁶」はロシアの主張は失当であると結論し、その理由の一つとしてウクライナによる武力攻撃が存在しないことを挙げている。この専門家見解には本稿との関わりで問題となる点が少なくとも二つある。一つはロシアに限らず、国際法上の自衛権行使の要件とされるのは「必要性 (instant and overwhelming necessity⁷)」と「均衡性 (proportionality)」であり、「武力攻撃が存在しない」はこの要件と直接は無関係にも関わらず、筆者はこれをもって「必要性」要件を満たさないと評価している点。そしてもう一つは、その「必要性」要件を満たすや否やの判定は、本来、誰がどのように行うことが国際法の法解釈として確立しているのか（あるいは論争があるのか）、という点に関する記述を欠いている点である。

この二つの要件の歴史は古く⁸、キャロライン号事件 (Caroline case⁹) において示された慣習国際法上の自衛権の構成要件として、今日においても基本的に維持されている¹⁰。厄介な論点は、「必要性」に関し、典型的には武力攻撃に未着手であっても「必要」と見込める段階¹¹をどう見極めるべきかに関わるものである。典型例として 1962 年の（第二次）キューバ危機において米国が実施した海上封鎖が挙げられよう。これは厳密には国際法上の自衛権を主張して実施された海上封鎖ではなかったものの、米国は自国の安全保障 (security) に必要な行動であることを主張、すなわち武力攻撃が発生してお

らず、攻撃の着手も確実とさえ言えない段階（ソ連製 MRBM と IRBM のキューバへの設置¹²⁾）において実力行使を行ったことになるが、この論理とロシアのウクライナ侵攻における主張は本質的に重なるところがある¹³⁾。少なくとも慣習国際法上の自衛権は攻撃国に攻撃の権利を与えるものであってはならないはずであり、防御国は最初の一撃を喰らうまで自衛権行使を行えないというのでは、特に国連安保理が実質的に機能しない場合や、機能したとしても一撃目を致命的に喰らってしまう場合（例えば核の先制攻撃によって報復能力が完全喪失する懸念のある場合など）には規範論として説得力を持ちえないであろう¹⁴⁾。このことは、1962 年当時米国国務省の法律顧問（legal advisor）を務めたアブラム・チャイス（Abram Chayes）が、国連憲章 51 条をめぐる議論の最大の問題は法的正当化（legal justification）に矮小化した議論に陥る傾向があることだとし、自衛権行使の根拠となる「武力攻撃（armed attack）」には何らかの「懸念される（anticipatory）」ものを許容して考えるべきことは疑いない一方で、それをあらゆるものを「差し迫った（imminent）」攻撃に含まれるとして拡大することはできないこともまた大きな要請であり、その両者のバランスを保ちながら現実的要請に応える合理的な判断を導く上で、形式的な法解釈だけで問題を解消しようとすること自体に無理があるという趣旨の意見を述べている¹⁵⁾。

このように実際に武力攻撃が発生する前の段階で「必要性」を捉えて行動を起こすことは、自衛権の構成要件の法解釈論においても強く意識されている。そうでなくては司法や法学は安全保障の現実から乖離していき、最終的に実効性を失いかねない。安全保障は国の存立に関わるものであり、対策を「必要」とする脅威を如何に「認知」し制約しうるのかという点については、形式的な三段論法による事実への規定の当てはめによって説得力を得ることは難しい。何にどう脅威を感じるのか、という実体的な議論を抜きには論じられないはずである。

1 データ・サイエンスと認知

トマス・シェリング（Thomas Schelling）の用語によれば、戦略的駆け引きというのは基本的に「黙示の取引（tacit bargaining）」である¹⁶⁾。したがって彼我共に情報が限られているなか¹⁷⁾、それでも何らかの手を打つことを強いられるような状態が生じる。すべてを完全に把握してから行動したのでは遅いということであり、「戦場の霧（Nebel des Krieges）」と同様、不定性（incertitude¹⁸⁾）とどう向き合うべきかが問われることになる。

たとえば新型コロナウイルスが蔓延し始めた頃、得体の知れない危険に對しどう対策を打つべきかが問われた。そうした際に、合理的な判断とは別に、その前提となる事実や将来の見通しに関し、人の認知の傾きがどのような形でかわってくるのかを知る必要がある。

将来の見通しに関し、従来はそれを経験知や術（すべ、art）に委ねることが主流であった。これに対し、科学（science）を用いて術の裏付けや批判的修正を試みようとする動きも見られるようになってい¹⁹。本稿では、科学技術を兵器や各種の軍事装備品に適用することの是非や方法を問うのではなく（いわゆる「エマテク」の議論ではなく）、科学を軍事戦略やその意思決定の精度向上（accuracy）や俊敏（agility）化のために用いることの可能性と今日的限界を論じる。なかんずく人の意思の把握や誘導に科学知識を適用することが、従来の戦略理論にどのような影響を及ぼすと考えられるかについての議論を整理した上で、これに私見を付加する。

世の中全体に目を転ずれば、科学技術の中でも、この二十年ほどはとりわけ通信及び情報処理技術分野での進展が著しい。記憶装置の容量向上と通信装置の社会の隅々への普及により、「モノのインターネット（Internet of Things: IoT）」ということがしきりとされている。その結果、各種ビッグ・データは日々集積され、周知のとおりデジタル・ツインやメタバースといった技術は既に実装されるようになっており、その更なる発展の方向性を含め、高い注目を集めている。本稿が軍事戦略や意思決定に注目する趣旨からすれば、こうした科学技術の展開は一定のデータから人の行動パターンを読み取り、その意味で人の限られたセンサーを拡大し、従来は見えなかったものを把握可能にするという意味で視野の拡大（すなわち不定性の部分的解消）を意味するという点が重要であろう。その視野は今、人の心理の部分的把握を狙うところまで来ている。

こうした技術をどう活用できるかというのは、それ単体で考えるべき課題に止まらない。戦略における科学の役割という全体像の中に位置付けて考察すべきであろう。当代の戦略家の一人と言われたコリン・グレイ（Colin Gray, 1943-2020）は、戦略と科学の関係をとりわけ厳しく批判的に重視した一人である。その議論の概要を確認し、その趣旨がどこにあるのかを一般論として踏まえることが求められる。そのうえで、データ・サイエンス（data science）を戦略研究に導入することの是非が問われねばならない。

2 抑止戦略の歴史的展開と論点

(1) プロディにおけるエスカレーションの棄却

抑止は古来よりある取り組みとしても、それが研究対象として専門的に取り組まれるようになったのは核兵器が広島・長崎に投下されてからのことである。それまで主として海洋戦略の研究者として知られたバーナード・プロディ（Bernard Brodie）は、核兵器の出現によってそれまでの戦略理論は全て無意味に帰したと感じるほどの強い衝撃を受けたとされる。

プロディは核戦略の第一世代というような位置付けの研究者であり、当初はエスカレーション論者として知られた。すなわち（欧州における）戦争は通常兵器（conventional weapons）による戦争として開始され、そのエスカレーションの先に核戦争もありうる、という立場であった。ところが 1960 年代以降、彼は戦略思想を大きく変化させ、核兵器にはエスカレーションを下げる効果があるとする議論（de-escalation）を展開するようになった²⁰。この主張は以下に見るとおり現実の米国の核戦略からは徐々に乖離してゆき、プロディの議論は説得力を失っていった²¹。

(2) 大量報復と柔軟反応

1953 年に政権の座に就いたアイゼンハワー大統領の共和党政権は、核兵器を効果的に使用できなかったため西側は朝鮮戦争で勝ちきれなかったのだと考えていたとされる²²。また、通常兵器（conventional weapons）で装備を固めることはコスト増につながるため、技術的に充実してきた核兵器の重点配備によって通常兵器の削減を狙っていたとされる。ジョン・ダレス国務長官（John Dulles）は翌 1954 年の演説のなかで「どこにいかなる方法で反撃するかは我々が決める（at places and with means of our own choosing）」と述べたことが、当時の中ソの首脳からは核兵器による威嚇であると受け止められ、大量報復戦略（massive retaliation）として知られるようになった²³。米国は陸軍と海軍の予算を削減する一方で、戦略空軍（Strategic Air Command）への支出を増加させることになる。

大量報復戦略は野党の民主党からの厳しい批判にさらされた。とりわけソ連が核保有国としての立場（1949 年にカザフで最初の核実験、1957 年にスプートニク・ショック）を固めてからは、核兵器の安易な使用は核の報復を招く恐れを生じさせることが強く意識されるようになり、核兵器に偏った装備体系の危険性が指摘されるようになった。

その後、マクスウェル・タイラー（Maxwell Taylor）はその著書を『定かならざるト

ランペットの響き（The Uncertain Trumpet）』と題したように、従前の大量報復戦略の信憑性を低いとみなして代替策として柔軟反応戦略（flexible response）を提起した²⁴。その柔軟反応戦略を採用したケネディ政権であったが、欧州連合軍最高司令官（Supreme Allied Commander Europe: SACEUR）兼欧州統合軍司令官（Commander in Chief of US Army Europe: CINCEUR）の立場にあったローリス・ノースタッド（Lauris Norstad）は主としてドイツ国民（ソ連の脅威に直面する住民）の立場に立ち、柔軟反応戦略の採用に異議を申し立てた²⁵。

（3）相互確証破壊

民主党のジョンソン（Lyndon Johnson）政権の国防長官マクナマラ（Robert McNamara）が1965年に打ち出したのが、相互確証破壊（Mutual Assured Destruction: MAD）である。この戦略は冷戦期を代表するものというより、冷戦そのものというほどの高度な戦略ということができる。「高度な」という趣旨は、抑止の確実性が高い、という意味である。従前の核抑止戦略は、いずれも確実性に問題があった。この点、MADは米ソの互いを互いが人質に取る、という原理の採用により、核抑止の不確実性の問題に終止符を打った。

MADの名称を発案したとされるドナルド・ブレナン（Donald Brennan）は社会を破壊できるほどの核兵器を保持することの狂気を表現する意図であったとされる²⁶。この点に関連し、暴発を含めて深刻な事態が発生する危険性はむしろ甚大であると見る立場からは、宗教的権威からのものも含め、MADは厳しく批判されることになった²⁷。

（4）エスカレーション抑止

緊急抑止の手法として冷戦期に盛んに議論されてきたのがエスカレーション抑止（escalation control/dominance）である。一般的に「抑止」という用語が付されることはなく、代わりに「制御（control）」や「支配（dominance）」と表現されるためか、それが緊急抑止の手法として当然に想定されていることが見落とされがちである。本稿ではエスカレーション抑止とする²⁸。

このモデルも核の全面戦争を抑止することを主眼とし、したがって核保有国同士の関係を前提に議論されてきた。「核兵器を用いてエスカレーションを制御できるというのは言葉の火遊びだ。エスカレーションはエスカレーションであり、核を用いることはエスカレーションの極みとなる（Anyone who thinks they can control escalation through the use of nuclear weapons is literally playing with fire. Escalation is escalation, and

nuclear use would be the ultimate escalation.）」と 2015 当時のロバート・ワーク国防副長官（Deputy Secretary of Defense Robert Work）が緊張感高く指摘するのも核戦争の深刻さと回避である²⁹。

エスカレーション抑止は米ソ冷戦を典型とする核保有国同士を主眼に論じられてきているものの、それが核の非保有国に該当しないと言えるかは別の話である。また、我が国のように拡大抑止を図る国の場合は切れ目のないエスカレーション・ラダー³⁰の実効性がとりわけ問われることになる。

（5）監視による抑止と情報開示による抑止

島しょ部などの奪取による領域変更の既成事実化などに対応すべく、無人機による監視機能を編成してロイタリング実施することで、見られている感覚を脅威として意識させようと企図する抑止モデルとして「監視による抑止（deterrence by detection）」という新たなアプローチが提起されている³¹。

彼の動きに影響を及ぼし抑止を狙う以上、何らかの力の誇示（power projection）がなくてはならないはずである。この点、監視に用いる航空機を非ステルス機とする提案をしているものがあるが、抑止が目的であることを考えれば、必ずしも非ステルス機にこだわらずとも、むしろステルス機を用いて「見られているかもしれない」状況を作り出すことも戦略的には十分にありうる考慮であるが、その点が議論された形跡は管見の限り確認できない³²。

ロシアのウクライナ侵攻を抑止するために「監視による抑止」に基づき実践された抑止戦略が「情報開示による抑止（deterrence by disclosure）」であるとされる。敵の機密を把握した場合、通常では開示しないことが鉄則とされるが、これを敢えて開示することで、手の内を読まれていることを彼に脅威として意識させることで抑止を図ろうとするモデルである。

（6）小括

以上のような経過をたどった抑止戦略については、核兵器による威嚇（threat）の予告（commitment）が果たして事前告知内容の通りに実施されるのか否かをめぐる論争となっていたことがわかる。端的に言えば、予告の信憑性（credibility）をどのように高めることができるか、という論点をめぐる議論である。つまり威嚇の実効性は予告の信憑性の如何にかかっている。

この場合、予告の信憑性を高める最も直接的な方法は、核兵器の使用も含め、予告を

何度か実施して見せることであろう。ただしこの手はもちろん使うことができない。抑止は（彼我を問わず）攻撃が着手された時点で失敗（破綻）である。つまり（核）抑止とは、（核）兵器を絶対に使わない（使わせない、つまり抑止する）ために（核）兵器を予告に触れる場合には必ず使うと思わせる（つまり威嚇する）ことを原理とするものであり、普通に考えると、メビウスの輪のようなパラドックスの構造をしたパズルである。

この点については抑止を機能的に分類する議論を以下に紹介するなかで詳述する。

3 抑止の分類と信憑性問題（威嚇の実効性）の所在

抑止には拒否的抑止（deterrence by denial）と懲罰的抑止（deterrence by punishment）という大枠の分類があるとされる³³。前者はコスト・ベネフィット、つまり損得勘定によって侵攻を手控えさせるよう働きかけるものであり³⁴、信憑性問題があるとすれば逃亡や撤退に対するもの、ということになる。つまり信憑性問題とは言っても、対処（defense）の実効性の問題と重なるため、拒否的抑止の信憑性は、対処は実施されるであろうという当然の見通しによって強固に担保されている。このため拒否的抑止の強化を狙う動きとしては、抑止を働きかける側としては損失に対する彼の見通しを深刻なものとさせるべく、原理的には軍拡に傾くことになる。

他方、懲罰的抑止は対処とは別次元の戦力配備を根拠とするものであり、予告の実施は対処とは無関係である。したがって予告の信憑性が低い、ということであれば、独自に工夫を施して信憑性を高める努力が必要となる³⁵。たとえば原子力潜水艦は帰属国に核兵器が撃ち込まれた後、意思決定能力を失うほどの壊滅状態に陥った際に核の反撃を行うものと想定されているものの、よくよく考えると、本国が失われた状態で敵を攻撃することの合理性は極めて怪しく、信憑性は元々低いとの指摘はもつともである³⁶。

また、この二つの分類と結果的にほぼ重なる³⁷ことになるが、用いる兵器による分類もある。通常抑止（conventional deterrence）と核抑止（nuclear deterrence）である。前者は通常兵器を用いた威嚇による抑止であるため、損得勘定が可能である。これに対し、後者は核兵器を用いた抑止であるため、損得勘定が抽象的なイメージとしてさえ成立しえない。核兵器の火力は市街地を丸ごと焼き尽くすほどの破壊力に加えて、放射線による被害は放射能の半減期を意識した場合にその除去や除染が仮に理想的に実現できたとしても長期にわたるものとなり、差し引きできる価値観を大幅に振り切っているとも言える。この点は人道的にも問題となり、民間人を殺傷するのみならず、その危害の悪質

さ、非人道性ということから、スティグマ（stigma）として扱われる理由にもなっている³⁸。つまり核抑止には損得勘定が効かないため、予告の信憑性を推し量ることさえ不可能になり、損得勘定とは別の論理でその有効性を評価するよりほかない³⁹。

さらに、抑止には一般抑止（general deterrence）と緊急抑止（immediate deterrence）という分類もある。前者は幅広く様々な手段を用いた威嚇による抑止であり、したがって損得勘定によって行動を手控えさせるという原理のものである。他方、後者はその一般抑止が破られた状態、すなわち彼我の関係は危機（crisis）の段階に突入し、一触即発の状況で行動を手控えさせるものであり、もはや損得勘定というより力でねじ伏せるイメージである。無論、実力行使ではなく、いわば力（brute force）を用いず力（force）でねじ伏せるという意味で、威嚇のレベルを急速に高める工夫が必要になる。したがって、経済制裁は緊急抑止の手法としては一般的には通用しない⁴⁰。

また、当事国単体による直接抑止（direct deterrence）に対し、当事国と同盟関係にある国による拡大抑止（extended deterrence）という対比もある。前者は自国の防衛から逃げることは一般的に考えにくいのに対し、後者は同盟関係が土壇場で真に機能するのかが問われ、とりわけ核の威嚇がかけられた際に同盟国が義務を果たさないのではないかとの疑いが威嚇の予告の信憑性を下げると考えられている。このため対策として導火線（仕掛け線、tripwire）などの術が提案されてきた。

このように見てくると、信憑性問題の所在について次のことがわかる。まず、拒否的抑止の信憑性が突出して高い。しかし他方では、彼我の戦力差、攻撃能力と対処能力における格差がそのまま抑止力に影響するという原理が拒否的抑止にはある。

他方、懲罰的抑止は損得勘定とは別次元であるため、信憑性確保のための戦略思考がそのまま問われることとなり、その意味で MAD は一つの到達点となった⁴¹。しかし今度はその「安定・不安定のパラドックス（stability-instability paradox）」という議論が提起されるようになっていく。つまり核保有国同士の関係ではエスカレーション・ラダーの頂点が実質的に外されることになり、そこに代入されるラダーが求められるのか、それとも、エスカレーション・ラダーという手法そのものの抑止力に問題があるのかが問われることになる。

こうした点を意識しながら、以下ではエスカレーション抑止のメカニズムを考察する。

4 エスカレーション抑止のエッセンス

エスカレーション抑止には威嚇の段階（エスカレーション・ラダー）が想定されており、威嚇の程度や相対的把握を前提とする概念となっているにも関わらず、心理学的な知見が十分に導入されていないためか、その点が曖昧にされており、ロジックを整理する必要がある。

そもそも、専門家においてさえ誤解されやすいことではあるが、エスカレーション抑止は、事態のエスカレーションの抑止を狙うものではない。また、エスカレーションとは（域のおよび烈度における）戦争の拡大という物理的現象そのものを直接的には意味するが、エスカレーションを脅威として意識させ（威嚇を演出し）、敵の行動を手控えさせることで機能する手法である。物理的現象と心理的受け止めの二軸を意識し、その両者がどう関連づいているのかを見極めなければ機能は期待できないはずである。

また、特に核保有国同士の対立関係においては、エスカレーションの頂点に核兵器の使用が想定されているのであり、それは裏を返せば核兵器を使わない、使わせないことを至上命題とする抑止であり、そこに至る前にエスカレーションが止まるのであれば、それが2段目で止まろうが、10段目まで行こうが、目的は達せられるという性質の抑止である。極論をすれば、あえてエスカレーションをさせることで抑止を効かせる術もあっておかしくはない。つまりエスカレーションさせないことが目的でもなければ機能でもない⁴²。

エスカレーション抑止はラダーの全体が構えられていること自体が脅威であり、つまり個別のラダーによる威嚇の総計よりも大きな（あるいは異なる種類の威嚇を含んだ）心的負担が想定されていることを見落としてはならない。これはシェリングの用語によると「偶然に委ねられた威嚇（threat leaves something to chance）」と呼ばれ、あるいは「崖への追い込み（brinkmanship）」と表現される⁴³。その趣旨は、人間は予測の効かない危険を回避したいと願うものであり、しかも崖に立つ二人の腰はロープで結ばれ、その崖の傾斜は絶壁のように地面の角度が一定のものなどではなく（the brink is not... the sharp edge of a cliff where one can stand firmly）、地面に傾斜がついており端に寄れば寄るほど足を滑らせてしまいそうな角度が付いてくるような厄介な形状をしている（the brink is a curved slope that one can stand on with some risk of slipping, the slope gets steeper and the risk of slipping greater as one moves toward the chasm）と表現される。要するに予測不能の危険を表現したものであり、危機から戦争状態に入ると事

態がどう展開してもおかしくない、という脅威があり、その先には核兵器の使用さえもありえなくはない。こうした得体の知れない緊張感が状況を支配し、一つのミスが次のミスを誘い、気が付けば深刻な事態に陥るような状態が往々にしてある、という概念として「崖への追い込み」は想定されている⁴⁴。

この点については、緊張と偶然が支配する状況ということもさることながら、一方の、ラダーが連続性をもって待ち構えているという意識については、そのメカニズムは実のところ我々が日常生活のなかで無意識に機能させている認知バイアス（認知の罫）を利用している、と考えることもできる。我々は、今日と同じ明日が来ることを当たり前だと思っている。これは一般化するとリニアな世界を想定する傾向がある、ということである。昨日まで親切だった人は、今日もやはり親切であろう、というような見通しのことである。エスカレーション・ラダーも同じであり、梯子の一段目を登った国は、二段目にも手をかけるであろうし、九段目まで進んだ国は十段目まで来るだろう、と意識してしまうわけである。よくよく考えるまでもなく、十段目まで来たから十一段目まで来る理由などどこにもない。しかし我々には物事をそれまでの延長線上で考える癖があり、実績が予測の根拠とされる傾向があるというわけである。

この観点からはラダーは小刻みな方が錯覚を誘いやすいということになる。つまりラダー5段目の次が10段目となれば、その間の連続性が途絶えている分、錯覚を誘いにくい⁴⁵。4段目から5段目に来ることは想定しやすいが、1段目に手をかけてもいかなかった国が10段目から参加するというのは、戦略的にはエスカレーション抑止ならではの機能は全く期待できないということになってしまう。

5 心理学における測定法と脅威の測定

姿かたちが存在する物質の場合に長さや重さを測定するのは異なり、人の心を測定するためにはまず物差し（尺度）を工夫し用意する必要がある（尺度構成法）。各種の尺度は大きく四つの分類のいずれかに当てはまると考えられている⁴⁶。

(1) 名義尺度

まず、「船」「虫」「日本人」「固い」など、言葉を当てはめて状態に名前を与える尺度を名義（＝ラベル）尺度という。名義尺度は名前を与えるにとどまる尺度であるので、序列や優劣を表すことはできない。

抑止論における「脅威」は、この名義尺度によるものに過ぎないことが少なくない。

言うまでもなく、これでは戦略研究の対象として複数のアプローチの比較という場合の分析に堪えることはできない。「戦略核の配備は脅威であると想定する」といった言表からわかることは実のところほとんど無いばかりか、それが願望なのか決めつけなのかさえ不明な状態に陥ってしまう。

(2) 順序尺度

名義尺度に優劣順序を付加した尺度を順序尺度という。上の例で言えば、「固い」に対して「やや固い」「柔らかい」などと同軸上に複数の名義尺度を並べることで構成される。順序尺度は文字通り順序や段階を表すとしても、数量化されていないため尺度内の名義間の距離が不明であり（一定とは限らない）、加除はできない。

抑止論における「脅威」は、エスカレーションにおいてはこの順序尺度を想定して設定されていると言ってよい。ただし問題は威嚇の信憑性はラダー毎に設定されていなければならない、したがって順序尺度では足りないものであり、かつ、その設定自体、現実には存在する順序であるかについても定かではない。

(3) 間隔尺度

順序尺度に名義間の距離を設定した尺度を間隔尺度という。上の例で言えば、「固い」と「やや固い」がそれぞれ数値化できることを意味し、したがってその相互比較が可能となる。このことから各種の統計処理が可能となり、データの分布を知るための平均や分散、標準偏差などを把握することもできる⁴⁷。

抑止論における「脅威」は、理想的には少なくともこの間隔尺度で表されるべきであり、さらに言えばそれを実験によって導いた上で戦略に活用するという考え方を実践することで、抑止論の精度は著しく向上するであろう。そうでなくてはエスカレーションの効果を担保するメカニズムの説明にはならないと言ふべきである⁴⁸。

(4) 比率尺度

間隔尺度にゼロを設定できる場合の尺度を比率尺度という。心理学でこの比率尺度を適用できるデータは一般的には皆無であり、抑止の原理となる脅威の測定に関する研究も管見の限り未だ見当たらない。

(5) 小括

以上を踏まえると、間隔尺度で脅威をはじめとする人間の感覚を量ることができる場合とできない場合との間には、エスカレーション抑止の機能担保において大きな違いがあることがわかる。エスカレーション抑止の前提となる脅威の段階性自体が真に実体と

して存在するものであるのかを確認すること抜きに、言説のみで威嚇が効くとは考えにくい。また、新たなエスカレーション・ラダーを設定する場合に、たとえば核兵器と極超音速兵器の脅威の優劣を実体として認識することは、抑止をかける側の思い込みを避けるためにも必要なはずである⁴⁹。

6 セルフ・ハンディキャッピングと抑止の効果

エドワード・ジョーンズ (Edward Jones) とスティーブン・ベルグラス (Steven Berglas) (1978) は、人が何がしかの失敗をおかすとき、その原因を他人のせいにする傾向のあること（逆に成功した場合に原因を自分のものとする傾向のあること）を発見した⁵⁰。この「自己奉仕バイアス (self-serving bias)」を嚆矢として「自己高揚バイアス (=レイク・ウォビゴン効果, The Lake Wobegon effect)」という認知バイアスが存在することも知られるようになっている⁵¹。

なお、「自己奉仕バイアス」については彼我の関係性の強弱 (interpersonal closeness) が影響することも知られている。近い関係にある場合になぜ「自己奉仕バイアス」が小さくなる傾向があるか（近い人の手柄を奪うような発想はしにくいのに対し、遠い関係の人についてはその人のおかげで成功が導かれたとは考えない傾向が強まる結果が観察されている）については未だ解明されておらず⁵²、他方では友人関係の場合には共同で成功原因に貢献したと考える傾向があることなども注目されてきた⁵³。この「自己奉仕バイアス」は彼我いずれに正当性があり、あるいは落ち度があるのか、という相対評価を左右することになる⁵⁴。そのことから、対峙する両者間の要求には衝突傾向（ギャップ）を生むことになる。

そして「自己高揚バイアス」は「錯覚的優越 (illusory superiority)」の一種として知られ、他者の平均より自分は優れている、と見る傾向のことである。現実には優れているわけではなく、とりわけ自尊心の根拠となっているような因子に関して抱きがちな「錯覚 (illusion)」として捉えられている⁵⁵。

このことから仮説的に浮かび上がってくるのは、安全保障を担う専門家や責任者にも「自己高揚バイアス」が働いているとするならば、とりわけ不定性の支配する状況において彼我の軍事的優劣を推し量る場合に、自己の側の優越に傾きがちになるのではないか、という点である。その場合に、あくまで一般論としてであるが、さらに細かく言えば、事情の分かっている専門家においては認知バイアスに対する修正が働くことも当然

あり得ることであり、その専門家に専門知識の判断を委ねているだけの意思決定者との比較においては、そうした修正を経て自己高揚バイアスにも違いが出てくるのではないかと、というような見方もできることになる。たとえになるかはわからないが、先の大戦の開戦前に近衛文麿から対米開戦の見立てを問われた山本五十六が「ぜひやれと言われれば半年や1年の間は暴れてご覧にいれるが、2年、3年となればまったく確信は持てない」と答えたこととされ、近衛はむしろ山本の積極的な意味の発言として受け止めたのではないかとする見方もある⁵⁶。

冒頭に見たように、不定性の支配する「黙示の取引」として各種の抑止も捉えられるとするならば、抑止の効果を左右する見立てに大きく影響する可能性があるのがこの「自己高揚バイアス」ということになる。これは個人に働くバイアスとして研究されてきているものの、集団に関しても存在するとする指摘もある。軍事面での見通しに限らず、国際社会における良好な立場の維持についても比較的甘い見通しを導く可能性のある認知バイアスということもできよう。

したがって国家の意思決定を直接司る位置にある指導者やその周辺の政治家など、有力者における「自己高揚バイアス」の如何を調べることができれば、その意義は小さくない。これには民主主義国であればその国民の全体に視野を拡げた調査も期待されるのであり、その知識を踏まえることで抑止戦略の精度を高めることが期待される。同じく、軍事的な見通し（戦力見積と意図見積）についても、専門的にその判断を担当すると考えられる軍関係者にいかなる「自己高揚バイアス」が存するのかを明らかにすることは重要である。

7 オハンロンへのグレイからの応答

戦略に科学的知見を導入することを主張するマイケル・オハンロン(Michael O'hannon)に対し、グレイ(Colin Gray)は厳しい批判を加えている。両者の議論は必ずしも抑止戦略に限定されていないものの、戦略一般における科学の有用性ないし役割を見誤ってはならない、とするグレイの主張を抑止戦略に当てはめて考えるとき、その含蓄は以下のようにとりわけ際立ったものとなる。

オハンロン(2009)『戦争の科学(The Science of War)』の基本姿勢は「戦争の科学の精度を可能な限り高める(refine the science of war as much as possible)」べし、というものである⁵⁷。一方で、オハンロン自身がどこまで強く意識した結果の言及であるか

は不明であるものの、「当て推量（guesswork）や政治的考慮（politics）」で防衛予算を構成することは改めるべきである、とする点をグレイ（2014）は見逃さない。というのも、グレイ（2014）によると戦略の要訣はむしろ当て推量や直感（intuition）に類似するとも言える要素によって支えられている⁵⁸。彼によれば、クラウゼヴィッツ（Carl von Clausewitz）の言うところの「クーデユ（*coup d'oeil*）」、すなわち「ひらめき⁵⁹」こそが戦略のエッセンスであり、それは政治家や戦略家において「長く深い経験（long and deep experience）」により培われるものであるとする⁶⁰。

グレイ（2014）はこうも述べている。「人知によるものである以上、その運用や少なくともその発案は偶然によるところがあり、戦争やその戦略は科学的には捉えきれない。確実かつ留保なく信頼できる戦争知識というものは、何かしらのメソッドを通じて獲得できるものでもない（Being an all too human endeavor, driven or at least shaped by contingency, war and its strategy cannot be studied scientifically: certain and thoroughly reliable knowledge of war is not obtainable by any methodology⁶¹）」。つまり科学知識を導入すること自体を否定するものではなく、科学知識で戦略が完結するものではない、という主張である。

また、特に強調されていることは戦略に「確実さ（certainty）」とも言うべき性質は期待できない、ということであり、これは将来の見通しが不確かな部分と、人の動きの偶発性の両者を意識した場合にこれらを確実に御することは現実的には不可能と見る立場からの主張、ということになろう。この点、グレイはオハンロンと対比するようにマーレー（2011）を引き⁶²、作戦（operation）や戦術（tactics）よりもはるかに因果の射程が長いもの（far more consequential）が戦略である、と強調するのである⁶³。

こうしたことをエスカレーション抑止に関して考える場合に、いくつかの見解に分かれる部分が出てくる。まず素直に言えば、心理学的知見を戦略の資として活用する場合、その資を得るための心理学実験が、グレイが強く意識するような経験知から来るであろう戦略家の認知における傾向を、果たして再現し得るのか、という疑問が持ち上がる。グレイの言う経験知は、偶然も含めた数限りない因子に囲まれた現実世界に身を置くと、いう意味での実戦経験を通じてはじめて獲得できる知見を指すであろうし、それこそが「何かしらのメソッドを通じて獲得できるものでもない」と彼が強調する所以であろう。

しかし一方では、逆にそうであればこそ、特にエスカレーション抑止の「偶然に委ねられた威嚇」の部分に関しては、経験豊富な戦略家か、あるいは上級の軍人において、

あるいは知識豊富な民間人との比較において、脅威をどのように感じるものであるのか、裏を返せば安全保障の「必要性」をどのようにかき取り、行動を手控え、あるいは威嚇にひるまず状況を冷静かつ客観的に捉えることができるのか、これを可能であれば間隔尺度を用意し実験を通じて測定する工夫を図ることの意義は小さくないと考えられる。

総じて、科学に限ったことではないが、何事も根拠なく妄信も否定もすべきではなく、また、物事を十把一絡げに捉え、印象論や結論ありきの断定に陥ってはならない、と言わなければならない。

むしろにかえて

意思決定に供してきた従来の資を精査し、同時に、これまでになかった知見を増やすという面で科学は戦略に貢献するであろう。ただし科学は万能ではなく、科学に内在する限界として、常に発展途上にあるという意識を持ち、科学自体の内容の進化や更新を絶えず追いかけることが必須になるということがまずある。

また、科学に外在する限界として、科学の道具性という側面から、それを使いこなす側のリテラシーに大きく依存するという限界がある。グレイの指摘もまた、この点に関するものに収斂していると言えよう。

新たな抑止モデルの実効性がいまだ不透明ななか、その検証が必要であると指摘するものもあるが、問題はその検証方法がどうあるべきかであり、そこに心理学的なアプローチが一定の役割を果たすことが期待される。それは必ずしも実証研究である必要はなく、むしろ原理のなかで想定されている人の価値観や脅威の序列などを要素ごとに確認する作業がまずは問われるべきであろう。具体的には、人は監視されることで行動を手控えるようなことが本当にあるのか否かを、軍関係者のメンタリティを一方では明らかにしつつ、意思決定の中核に近い集団に対し実験を実施することなどが想定されよう⁶⁴。

一足飛びに現実の再現を志向する検証や、あるいは、過去の事例研究と称して因果関係を先入観に基づく特定要素に還元することを想定する研究に拘泥するのでもなく、研究枠組の特徴と限界を明らかにした上で事実を積み重ねる地道な作業が求められている。同じくその目線から過去の各種知見のなかから学術研究として反証に堪えるものを明らかにし、常に批判的目線を向けながら科学知識の応用方法の精度向上に努めることが肝要である。

- 1 抑止の歴史的展開につき、次のものが詳しい。後潟桂太郎「抑止概念の変遷—多層化と再定義—」『海軍校戦略研究』5巻2号、2015年、21-44頁。
- 2 民主的平和の検証方法の精度を上げようとする最近の取り組みとして、Kosuke Imai and James Lo “Robustness of Empirical Evidence for the Democratic Peace: A Nonparametric Sensitivity Analysis,” *International Organization* 75, 2021, pp.901-919.
- 3 ここでは抑止の観点からの比較を際立たせるため「強要」を「既に動作しているものを止める強制」としたが、シェリングの分類はより一般的であり、「作為 (do something)」強制とし、それと並列に「または何かを止めさせること (or cease doing something)」とくくっている。Thomas C. Schelling, *The Strategy of Conflict (1980 Edition)*, Harvard, 1960, pp.195-196.
- 4 最近の指摘として、チャールズ・リチャード (Adm. Charles Richard) 米戦略軍司令 (Commander of U.S. Strategic Command) によるものにつき次を参照。Bryant Harris, “US Nuclear Commander Warns of Deterrence ‘Crisis’ against Russia and China,” *Defense News*, 2022, URL(<https://www.defensenews.com/pentagon/2022/05/04/>); そもそも抑止効果の実証は困難であることにつき、土山實男「抑止失敗の外交政策理論」『国際政治』90号 (転換期の核抑止と軍備管理)、1989年、35頁。土山がトンプソン (E.P. Thompson) を引用しつつ「抑止とは事実によって証明も反証もされない命題」と指摘するとおり、抑止はもともと目に見えず、また、武力侵攻が発生しないことを成功とするため、事実による証明も難しいということがある。
- 5 核兵器のオペレーションの自動化 (早期警戒や指揮統制など) における実装が進んでいると見られており、その結果、迅速かつ正確な状況把握やオペレーションが可能になっていると考えられている。Edward Geist and Andrew Lohn, “How Might Artificial Intelligence Affect the Risk of Nuclear War?” RAND Corporation, 2018, URL(https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/perspectives/PE200/PE296/RAND_PE296.pdf); 有江浩一「人工知能技術が核抑止に及ぼす影響」『安全保障戦略研究』1巻1号、2020、161-176頁。
- 6 堀江朋子「ロシアのウクライナ侵攻と武力不行使原則」『国際法学会エクスパート・コメント』No.2022-10、2022年5月13日、URL(<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2022/05/expert2022-10.pdf>).
- 7 Frederic Kirgis “Pre-emptive Action to Forestall Terrorism,” ASIL Insights (American Society of International Law), Vol.7 Issue 8, 2002; Larry May, *War Crimes and Just War*; Cambridge Univ. Press, 2007, p.206.
- 8 この2要件は「キャロライン・テスト (the Caroline test)」として、いわゆる先制自衛 (preemptive self defense) に関する慣習国際法上の原則として扱われているものの、慣習国際法は変化を受容する規範であり、およそ150年以上前と現代とでは社会環境がまるで異なる (quite unlike) と見る立場がある。Kirgis (2002) op.cit.,
- 9 この事件は1837年当時英領であったカナダの域内に停泊していた米国籍の軍艦キャロライン号に対し英国が攻撃を加え、その行為を自衛権行使であるとして英国が正当化を試みたことに対し、ダニエル・ウェブスター (Daniel Webster) 米國務長官が立論し国際法違反を主張したもの。1783年に英国から独立した米国と英国の対立関係は継続しており、米国とカナダの国境付近に停泊していた「敵艦」を捉えた奇襲攻撃であった。事件後、英国は攻撃に加わったのは英国海軍であることを認めつつ、「自衛及び自己保存の必要性 (necessity of self-defense and self-preservation)」を主張し、米国からの賠償要求に4年の間応じなかった。
- 10 Helen Duffy *The ‘War on Terror’ and the Framework of International Law*, Cambridge University Press, 2005, p.157; Thomas Nichols, *The Coming Age of Preventive War*, University of Pennsylvania Press, 2008, p.2.

¹¹ これらは差し迫った被害の危険（imminent potential victim）に対する先制的（preemptive）あるいは懸念に基づく（anticipatory）自衛などとして主張されることが多い。その趣旨はいずれにしても必要に基づく自衛とされるものの、現代国際法が禁止する先走った先制攻撃、すなわち予防戦争（preventive war）に過ぎないと見る立場と相容れることはない。

¹² Tim Weiner, *Legacy of Ashes: The History of the CIA*, Anchor, 2008.

¹³ ロシアはウクライナの NATO 加盟を深刻な安全保障上の事態とみなし警告していた。また、NATO 加盟国がロシア国境に軍を駐屯させることや、欧州に長射程のミサイルをロシアに向けて配備することを控えることを内容とする 2 つの条約案を提示していた。Steven Pifer “Russia’s draft agreements with NATO and the United States: Intended for Rejection?” Brookings, 2021, URL(<https://brookings.edu/blog/order-from-chaos/2021/12/21/>).

¹⁴ 慣習国際法上の自衛権は、現に発生した攻撃（attack that has occurred）のみならず差し迫ったもの（imminent）に対しても認められてきたとする立場。UN High Level Panel Report, *In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All*, UN Doc A/59/2005, paras.124-125; また、こうした立場には窮迫性（見極めが必要となり、たとえば米国国際法学会誌（the American Journal of International Law）に発表され広く支持を得ている「ベスレヘム原則

（the Bethlehem principles）」が知られている。Sir Daniel Bethlehem KCMG QC “Principles Relevant to the Scope of a State’s Right of Self-Defense against an Imminent or Actual Armed Attack by Non-State Actors,” *American Journal of International Law*, Vol.106, No.4, 2012, pp.769-777.

¹⁵ Chayes *The Cuban Missile Crisis*, 1974, pp.63-64; Legislative Attorney, American Law Division “International Law and the Preemptive Use of Force Against Iraq,” *CRS Report for Congress*, Order Code RS21314, 2003, pp.4-5.

¹⁶ シェリングはまず「大方の紛争（most conflict situations）」とは「取引（bargaining）」の行われる状況であるとする認識から出発している。Schelling (1960) *op.cit.*, p.5.

¹⁷ ゲーム理論における不完備情報（ゲームのルール、アクターの性向や価値基準等が完全には共有されていない状態=game of incomplete information）や不完全情報（展開型ゲームにおいてある時点までの情報を完全には把握できないゲーム=game of imperfect information）という状態を指す。

¹⁸ 危険学（risk studies）の立場からは、「不定性（incertitude）」という包括概念をまず置き、その下位概念として「リスク（risk）」「多義性（ambiguity）」「不確実性（uncertainty）」「無知（ignorance）」の4つを定義している。このうち我々が一般的によく耳にする「不確実性」については、懸念される事象の発生確率が不明であるものの、当該事象が発生した場合に何が起きるかにについては知識が定まっている状態を指すとされる。他方、「無知」とは発生確率と結果の両者ともが不明である状態を指す。したがって我々が多くの場合に意識する「不確実性」は、専門用語としては「不確実性」と「無知」の両者を含んだものであり、専門的議論においてはその両者の区別が重要と判断しているからこそその用語法であることは意識すべきであろう。吉澤剛・中島貴子・本堂毅「科学技術の不定性と社会的意思決定—リスク・不確実性・多義性・無知」『科学』82巻7号、2012年、788-795頁。

¹⁹ 逆に言えば、たとえば核抑止に関する議論の科学的裏どり（実証的研究=empirical investigation）は近年まで極わずかな例外を除き、取り組まれてこなかったとされる。Matthew

- Kroenig “Nuclear Superiority and the Balance of Resolve,” *International Organization*, Vol.67 Issue 1, 2013, pp.141-171; 孫子の「兵法」が術による戦略の古典の代表例とされる。これに対し、術の否定ではなく選択肢の追加として戦略の「科学」を標榜する代表例がオハンロンである。ただしオハンロンの提示する「科学」が一般的な意味での（科学哲学上の）科学と言っているものであるか、については議論を要す。Michael O'hannon, *The Science of War*, Princeton Univ. Press, 2009.
- ²⁰ Bernard Brodie, *Escalation and the Nuclear Option*, Princeton Univ. Press, 1966.
- ²¹ 他方、同じ時期にランド研究所に所属したウォルステッター（Albert Wohlstetter）の意識は核戦争をなるべく回避することへ向けられ、特にそのフェイル・セーフ（fail safe）概念の提起によってプロディと対照的な立場をとった。Albert Wohlstetter, *Selection and Use of Strategic Air Bases*, 1953; Albert Wohlstetter, *The Delicate Balance of Terror*, 1958.
- ²² こうした点を含め、この時期の核兵器の用い方をめぐる議論として次を参照。赤木完爾「朝鮮戦争—トルーマンとアイゼンハワー—」『慶應の政治学 国際政治』（慶應義塾創立 150 年記念法学部論文集, 2008 年）1-22 頁。
- ²³ Samuel Well, “The Origins of Massive Retaliation,” *Political Science Quarterly*, Vol.96, No.1, 1981, pp.31-52; また、こうした点を含めた大量報復戦略をめぐる議論につき、延近充「アメリカの軍事力増強と軍事支出増大の恒常化について②: アイゼンハワー政権期の冷戦・軍事戦略」『三田学会雑誌』83 巻 3 号、1990 年、649-677 頁。
- ²⁴ Maxwell Taylor, *The Uncertain Trumpet*, Harper and Row, 1960.
- ²⁵ 服部一成「ケネディ政権の柔軟反応戦略に対するノースタッドの異議申し立て」『東海大学紀要 政治経済学部』41 号、2009 年、51-9 頁。
- ²⁶ Robert Jervis “Mutual Assured Destruction,” *Foreign Policy*, No.133, 2002, pp.40-42.
- ²⁷ マクナマラ自身は 1997 年のインタビューのなかで「MAD は狂気などではない。抑止の基礎をなすものである（the foundation of deterrence）」と強調している。John Correll, “The Making of MAD,” *AIR FORCE MAGAZINE*, July 27, 2018.
- ²⁸ William Jones, *A Framework for Exploring Escalation Control*, Rand Corp., 1974.
- ²⁹ 2015 年にロバート・ワーク（Robert Work）が議会証言（congressional testimony）で述べたとされる。Michael Fizesimmons “The False Allure of Escalation Dominance,” *War on the Rocks* (TEXAS National Security Review, 2017).
- ³⁰ エスカレーション・ラダー（escalation ladder）という概念はハーマン・カーン（Herman Kahn）が 44 階の段（rungs）を設定して議論することで知られるようになった。段には武力紛争に至らない操作（sub-crisis maneuvering）から文明を破壊する核の投げ合い（civilization destroying nuclear exchanges）まで幅広い手段が設定されている（当初の段数から増加）。
- ³¹ Thomas Mahnken et.al. *Deterrence by Detection: A Key Role for Unmanned Aircraft Systems in Great Power Competition*, CSBA, 2020. この新たな抑止戦略の主眼は、中ロが米国の同盟国に対し距離と時間の優位性（物理的的近さ）に基づく領土獲得の既成事実化（fait accompli）を図ろうとすることへの対応にある。西太平洋（the Western Pacific）と東欧（Eastern Europe）を視野に、グレーゾーン事態抑止と通常抑止を対処の迅速化によって確保すべく、長航続距離の非ステルス機を用いた常時監視体制（real-time, persistent situational awareness）の構築を提案するものの。
- ³² ミシェル・フーコー（Michel Foucault）の「パノプティコン」の議論が参考になろう。円形に配置された囚人用監房を監視する塔（パノプティコン）は、中央から一切の状況や動きを監督できるものの、逆光のため監視者の姿は見えない。要するに監視されているか、はともかく、監視されている可能性はあり、その結果、監視される囚人の内部に猜疑心が生まれ、現実の監視を超えた監視効果が生じることにもなる。なお、フーコーが指摘したのはその先にある一般社会における（自発

的な監視者が生まれること（今日的に言えばいわゆる「自粛警察」など）にもつながる支配構造である。Michel Foucault, *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Gallimard, 1975（邦訳版として『監獄の誕生 監視と処罰』田村徹訳、新潮社、2020 年）。

³³ 拒否的抑止と懲罰的抑止の差異を明確にしたのはスナイダー（Glenn Snyder）であるとされる。

³⁴ スナイダー（Glenn Snyder）の整理によると、損得勘定の内容は、利得は彼による目的の価値評価（valuation of an objective）であり、損失（cost）は目的達成のために被る被害に関する見通しに加え、（不作為も含め）彼が選択するであろう手の蓋然性（probability）、それぞれの手に応じた目的達成の蓋然性が、総合的に考慮されることになる。Glenn Snyder, “Deterrence and Power,” *Journal of Conflict Resolution*, Vol.4, No.2, 1960, p.167; Glenn Snyder, *Deterrence and Defense: Toward a Theory of national Security*, Princeton Univ. Press, 1961, p.3.

³⁵ なお、信憑性には力（power）と利益（interests）に対する被抑止側の認識をどう抑止側が受け止めているか（perceived）のほか、決意の固さに関する評判（reputation for resolve）も関わってくとされる。Daryl Press, *Calculating Credibility: How Leaders Assess Military Threats*, Cornell University Press, 2007; Joshua Kertzer, *Resolve in International Politics*, Princeton Univ. Press, 2016, p.8; Todd Harrison et.al., *Escalation and Deterrence in the Second Space Age*, CSIS, 2017, p.22.

³⁶ John Steinbruner, “Beyond Rational Deterrence: The Struggle for New Conceptions,” *World Politics*, Vol.XXVIII, No.2, 1976, pp.231. この議論はしたがって先制攻撃を合理的とみなす立場へと連なることになる。

³⁷ ただし小火力（low yield）の核兵器ということがしきりと言われ、その客観的な評価はともかく、通常兵器的な核兵器が存在すると主張されるようになっている。

³⁸ なお、原爆を投下した当時の米国のスタンスとしては、（国民の士気との関係に限定した分析ではあるとしても）核兵器に特殊な意味づけを与えようとはしない傾向が見られる。The United States Strategic Bombing Survey, *The Effects of Strategic Bombing on Japanese Morale*, Morale Division, 1947, pp.3-4.

³⁹ この損得勘定に含まれる考慮事項として、核兵力における優勢（nuclear superiority）を取ること自体に意味はないとする立場とも関係する。この点は政治心理学者ロバート・ジャービス（Robert Jervis）とゲーム理論学者ロバート・パウエル（Robert Powell）においても見解を一にしているところである。Robert Jervis, “Why Nuclear Superiority Does Not Matter,” *Political Science Quarterly*, Vol.94 No.4, 1980, pp.617-633; Robert Powell “Nuclear Brinkmanship, Limited War, and Military Power,” *International Organization*, Vol.69 No.3, 2015, pp.589-626; Matthew Kroenig, *The Logic of American Nuclear Strategy: Why Strategic Superiority Matters*, Oxford Univ. Press, 2018, pp.20-22.

⁴⁰ 今回の経済制裁の抑止効果についても批判的な見方が当初から示されている。たとえばロシアのウクライナ侵攻後の 3 月 8 日に米国国家情報局長官（Director of National Intelligence）の Avril Haines（エイヴル・ヘインズ）は議会公聴会（hearing at the US House of Representatives）において「我々の分析によれば（経済制裁による）挫折（setbacks）によってプーチンを抑止できるとは考えにくく（unlikely to be deterred）、おそらくはエスカレーションを招くことになる」と述べている。RFE/RL, “Biden Bans Russian Oil Imports: U.S. Intelligence Warns Putin May Escalate Attack On Ukraine,” RadioFreeEurope, RadioLiberty, March 8, 2022; また、国際法学者の中谷和弘によれば、経済制裁の効果が疑わしいことは周知の事実とさえなっており、それでも諸国が経済制裁を実施ないし参加することの趣旨は「おつきあい」であり、また、それでも期待すべき効果としては、規範を遵守しない場合に懲罰を受けることになるという一般的な意識の醸成に関するもの（一般予防効果）と整理される。中谷和弘「第 3 章 経済制裁の国際法構造」『経済・安全保障リ

ケース研究会中間報告書』日本国際問題研究所、2022年3月31日、41-50頁。

41 MADのメカニズムは信憑性問題の現実的最適解とも言うべき性質を次のように備えている。コミットメントの信憑性は、一般的には選択枝を（自ら）減ずることで高めることが可能である。チキン・ゲームの場合もその意味で自らブレーキを壊して相手に見せる例えで説明される。それでもなおブレーキが本当に壊れているのかという疑いが残る場合に、MADの場合は互いの十分な報復力を確保することでその疑いさえも封じる意味でこれ以上ない信憑性確保のメカニズムになっていると解される。Schelling (1960), *op.cit.*

42 鶴岡 (2022) は「エスカレーション・コントロールとは、主にすでに最初の抑止が崩れた状況下において、次の段階に進む——つまり、エスカレーションする——のを抑止することを指すが、ここで重要になるのは、次の段階に進む覚悟である。これが欠けると、先方に一方的に抑止されることになる。」と述べるが、これは要点を外していると言わざるを得ない。あえて極論すると、先行研究において抑止に必要とされているものは私の覚悟ではなく彼に目的達成の不可能ないし損得勘定の破綻を印象づける威嚇の工夫である。私の覚悟で抑止が効くというのは願望に過ぎない。鶴岡路人「研究レポート：抑止と同盟から考えるロシア・ウクライナ戦争」日本国際問題研究所、2022, URL(<https://www.jiia.or.jp/research-report/europe-fy2021-08.html>).

43 一般的に“brinkmanship”は「瀬戸際外交」と訳されるものの、それでは追い込まれた者が苦し紛れに繰り出す危険な手との語感となるため、本稿ではシェリングの用語の趣旨を酌んで「崖への追い込み」とした。

44 Schelling (1960) , *op.cit.*, p.199.

45 この点に関わる典型的な実例として、株式市場における「呼値の刻み」の設定問題がある。高安美佐子・和泉潔・山田健太・水田孝信『マルチエージェントによる金融市場のシミュレーション（マルチエージェントシリーズ B-6）』コロナ社、2017年、119-130頁。

46 日本統計学会（編）『統計学基礎』東京図書（2012年初版、2015年改訂版）における分類。

47 同様に、例えば「巨大な津波」という表現であれば雰囲気は伝わるもののどこまで浸水するのかわからない。「10mの高さの津波」となれば緊急の備えにも使える情報となる。物事を間隔尺度で認識することで思考過程における有用性は一気に高まると言えよう。

48 この点、例えば小泉 (2020) はロシアの各種戦略文書を参照しつつ「…極超音速兵器は、通常弾頭型であっても『エスカレーション抑止』の有力な手段となることが期待され得る」などと述べているものの、いずれも仕掛ける側からの一方的な見通し（願望）に過ぎないと言わねばならない。小泉悠「第10章 ロシアの核・非核エスカレーション抑止概念を巡る議論の動向」日本国際問題研究所『大國間競争時代のロシア』令和3年3月、99頁。

49 Ibid.

50 Edward Jones and Steven Berglas “Control of Attributions about the Self through Self-Handicapping Strategies: The Appeal of Alcohol and the Role of Underachievement,” *Personality and Social Psychology Bulletin*, Vol.4 No.2, 1978, pp.200-206.

51 David Myers, “Humility: Theology Meets Psychology,” *Reformed Review*, vol.48, 1995, pp.195-206; なお「レイク・ウォビゴン」とは米国の小説に登場する架空の町の名前からこの心理学者マイヤーズが名付け、心理学分野で共有されるようになったとされる。

52 Sedikides et.al. “The Self-Serving Bias in relational Context,” *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.74 No.2, 1998, pp.378-386.

53 Andrew Elliot et.al., “Among Friends? An Examination of Friendship and the Self-Serving Bias,” *British Journal of Social Psychology*, Vol.39 No.2, 2000, pp.229-239.

54 具体的に自動車事故における損害賠償請求を設定した実験において、原告と被告それぞれの立場に割り振られた被験者は、それぞれに損害賠償額を見積もったところ、原告の立場から見積もつ

た損害賠償額は被告の立場からの見積りを 14,500 ドル上回った。このことは原告が事故の責任を被告（相手方）にあると見る傾向が強いことを表している。Babcock and Loewenstein “Explaining Bargaining Impasse: The Role of Self-Serving Biases,” *Journal of Economic Perspectives*, Vol.11, 1997, pp.109-126.

⁵⁵ *Supra* note 47, Myers(1995), pp.197-198.

⁵⁶ 「余は日米戦争の場合、対象の見込の如何を問ふた処、それは是非やれと言われれば初め半年や 1 年の間は随分暴れてご覧に入れる。然しながら、2 年 3 年となれば全く確信は持てぬ。三国条約が出来たのは致方ないが、かくなりし上は日米戦争を回避する様極力御努力願ひたい」（近衛の日記より）との発言に関し、山本は海軍大将に宛てた手紙のなかで「随分と人を馬鹿にしたる如き口吻にて現海軍の大臣と次官とに對し不平を言はれたり。是等の言分は近衛公の常習にて驚くに足らず。要するに近衛公や松岡外相等に信頼して海軍が足を地からはなす事は危険千万にして誠に陛下に對し奉り申訳なき事なりとの感を深く致候御参考迄」と触れている。このやり取りが日米開戦にどれほどの影響を及ぼしたかは不明であり、また、（近衛の）自己高揚バイアス以外とも考えられる要素も見え隠れするが、いずれにせよ山本の軍事の専門家故の慎重さが自己高揚バイアスを軌道修正する要素として働いている可能性が窺える。近衛文麿著・共同通信社「近衛日記」編集委員会編『近衛日記』、共同通信社開発局、1968 年。

⁵⁷ O’hanlon (2009), *op.cit.*, p.1.

⁵⁸ Colin Gray, *Strategy and Defense Planning: Meeting the Challenge of Uncertainty*, Oxford Univ. Press, 2014, p.163.

⁵⁹ これは直訳的に言えば「目の動き (stroke of eyes)」、すなわち「一瞥 (いちべつ)」というような、一瞬で物事を見ることを指す。転じて、初見の、しかも瞬間的に状況を把握し、特に戦略的に彼我の有利不利の見極めを行う眼力ないし感覚（目利き）というようなことになる。したがって「ひらめき」とすると想像力の方向性が強調され、若干ニュアンスがずれてくるような印象があるかもしれないが、いずれにしても、戦略における状況判断を指す。本稿冒頭にみた「キャロライン・テスト」の原点となるウェブスター米務長官の主張には「考慮する時間的余裕のない状態 (no moment of deliberation)」であることも明示されていた。前掲注 8 参照。

⁶⁰ *Ibid.*

⁶¹ *Ibid.*

⁶² Williamson Murray, *War, Strategy, and Military Effectiveness*, Cambridge University Press, 2011, p.33.

⁶³ *Ibid.*, p.162.

⁶⁴ なお、シェリングが製作に中核的に関わったとされる「誇り高き預言者 (Proud Prophet 83)」と称するウォー・ゲームは、リアルタイムに（のべ）2 週間の期間を設定し、政治家や軍関係者およそ 200 名が参加し、核抑止の各種戦略が果たしてどのように機能するのかを見定めるべく米国防大学 (National War College) において 1983 年に開催されている。その報告書（詳細）は機密扱いであったものが、大部分を墨消しとしながらも 2000 年代に入り一部公開されている。想定されたような限定核戦争に止まることはなく全面核戦争に至ることで全世界の人口のうち 5 億人が死亡、さらに生存した者も放射線障害などに苦しむ結果となる、という結果となった。*Proud Prophet 83* (DHHS Publication No. WGSC-S-13-83, US Government Printing Office), National Defense University.